下記について連絡致します。

1. 【制度要綱第6条の団体所在地の変更】

ST制度要綱第6条第3項の下表について、「大阪玩具事業協同組合・(社)日本玩具協会 大阪支部」の所在地を以下のとおり変更する。

	改定	適用日
	(改定前)	
大阪玩具事	〒546-0031	新事業所に移転が完了した
業協同組合	大阪府大阪市東住吉区	平成23年4月25日とする。
・(社) 日本	田辺 3-19-14	
玩具協会 大	$oxed{\mathbb{I}}$	
阪支部の所	(改定後)	
在地の変更	〒542-0066	
	大阪府大阪市中央区	
	瓦屋町 2-4-1	
	玩具人形会館内	

(当該団体より、上記の変更申出があったため。)

2. 【制度要綱第6条第3項の下表の団体の削除、同第7条第1項の協会が発行する契約番号のアルファベット1字にKを追加】

	改定	適用日
	1. 第6条第3項の下表関係	
東京都紙製綜	東京都紙製綜合玩具工業協	当該団体から届出のあった
合玩具工業協	同組合の「名称」「所在地」	日玩協団体会員退会の日の
同組合の	「アルファベット1字 (K)」	翌日の平成23年4月1日
日玩協団体会	を削除	とする。
員からの退会	2. 第7条第1項関係	
に伴う変更	同組合に指定されたアルファ	
	ベットKの第6条からの削除	
	に伴い、協会が発行する契約番	
	号のアルファベット1字にK	
	を追加	

【参考】 玩具安全基準・玩具安全マーク制度要綱(改定)

【玩具安全マーク使用許諾契約】

- 第 6 条 STマーク制度を利用しようとする者は、協会とSTマーク使用許諾契約 を締結しなければならない。
 - 2. STマーク使用許諾契約書は、別紙による。
 - 3. 下表の団体に所属する者は、当該団体を経由して協会とSTマーク使用許 諾契約を締結することができる。

名称	所 在 地		
東京玩具製問協同組合	〒130-8611	Т	
来尔 <u>贝</u> 兵我问肠问祖古	東京都墨田区東駒形 4-22-4	1	
東京玩具工業協同組合	〒130-0005	N	
果尽项具工耒肠内租合 	東京都墨田区東駒形 4-16-3	M	
日本プラスチック玩具工業協同組合	〒111-0052	Р	
日本ノノハノノノ処衆工未開門配日	東京都台東区柳橋 2-22-13	1	
日本空気入ビニール製品工業組合	〒111-0052	V	
17.1.1.7.7.2.7.2.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	東京都台東区柳橋 2-22-13	ľ	
日本プラモデル工業協同組合	〒111-0051	J	
日本ノノビアル工来励門加口	東京都台東区蔵前 4-20-12	J	
	〒542−0066		
大阪玩具事業協同組合	大阪府大阪市中央区瓦屋町 2-4-1		
(社)日本玩具協会大阪支部	玩具人形会館内	В	
	7546-0031		
	大阪府大阪市東住吉区田辺 3-19-14		
東京玩具人形問屋協同組合	〒111-0053	D	
米 水外共八州山庄伽西加口	東京都台東区浅草橋 2-28-14		
東京都紙製綜合玩具工業協同組合	₹111-0031	K	
XXX HPINE AVAILABLE TO THE TOTAL THE	東京都台東区千束 3-11-6	TX	
中部玩具人形工業会	〒451-0043	С	
T 即	愛知県名古屋市西区新道 2-15-17		
日本バルーン協会	〒166-0014	R	
日本ハルーグ防云	東京都杉並区松の木 3-12-11	K	

【契約番号】

- 第 7 条 協会はSTマーク使用許諾契約毎にTルファベット1字(A、E又はK A又はE)と4 桁のTラビア数字で構成される契約番号を発行する。
 - 2. 第6条3項に規定する団体を経由して契約を締結した場合にあっては、団体毎に指定されたアルファベット1字(第6条第3項の表の右欄)と当該団体が付する受付番号(4桁のアラビア数字)で構成する。

(付則 平成 23 年 5 月 18 日施行)

この改定(制度要綱第6条第3項の表の「所在地」の改定)は、平成23年4月25日 から適用する。

この改定(制度要綱第6条第3項の表の「当該団体の行の削除」及び第7条の改定) は、平成23年4月1日から適用する。